

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	森			裕
静岡県監査委員	鳥	澤	由	克
静岡県監査委員	田	口		章

1 包括外部監査の特定事件

平成29年度

「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 29 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当 ページ	措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム2013」全体について						
意見	<p>① 目標指標の設定について 本プログラムにおいては、同じようなアクションにもかかわらず、担当課によって目標指標の設定が異なるケースがある。</p> <p>これは、担当課によって本プログラムの位置づけや趣旨に対する理解が異なっていて、目標指標の設定に違いが生じているものとする。今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討を行うにあたり、あわせて検討していくことが必要だと考える。</p>	P12	措置完了	平成30年度に、県の新ビジョン（総合計画）に掲げる目標指標を踏まえた見直しなどを行い、適正なP D C Aの推進を図るとともに、令和元年度においては、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更などを踏まえ、担当課と調整しながら、アクションの見直しや検討を実施した。		危機政策課
意見	<p>③ 市町レベルの情報の開示 個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は一様ではないという印象を強く受けた。</p> <p>本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分た</p>	P13	措置対応中	アクションプログラムの達成を目的として、R元年度に創設された地震・津波対策等減災交付金の統一成果指標である津波避難施設の空白域の解消や被災者生活再建支援訓練の実施など、特に重要性が高いものについて、市町と調整した上で、ホームページ等で市町別一覧データ	令和2年 8月	危機政策課

	<p>ちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。</p> <p>各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全35市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。</p> <p>今後、本プログラムの176のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。</p>			を公表していく。		
B 県民防災啓発強化事業費						
意見	<p>① 目標設定の曖昧さについて</p> <p>本アクションでは、目標指標の実績をアンケートによる県民意識調査で確認している。そのなかで、家具類の固定化が大部分できているかどうかの判断は回答者に委ねられているが、大部分かどうかの判断についての説明は特に行われていない。</p> <p>判断のポイントとなる事項や最低限クリアすべきもの（例えば、寝室の家具、食器棚、テレビなど）についての説明やチェックリストを加えることで回答者の視点やレベル感が定まりやすくなると思われる。</p>	P23	措置完了	<p>全国の状況との比較検証の容易さ及び回答者の負担等を考慮し、内閣府が実施する調査と整合を図り、県民意識調査の質問内容に、転倒や落下した際に命に関わる家具、家電が固定されていれば大部分が完了していることを明記した。</p>		危機情報課
意見	<p>② 地震防災センターにおける情報発信について</p> <p>地震防災センターは静岡市</p>	P23	措置完了	<p>地震防災センターのリニューアルに合わせ、アウトリーチ</p>		危機情報課

	<p>にあり、県東部や県西部の人には利用しづらい面がある。センターの展示品や体験装置の一部を一定の期間、東部地区や西部地区に移動できるような仕組みを積極的に検討して利用者の拡大を図ることを検討すべきである。</p>			<p>(出張展示)用の資機材を導入し、東部や西部地域などでも、地震防災センターと同様に、防災啓発ができる場を提供していく。</p>		
意見	<p>③ 事業所の地震防災応急計画の策定の促進について</p> <p>特別措置法の立法趣旨から考えると、地震防災応急計画の作成・届出をしていない事業者に対しては、県から強く対応を求める必要があると考える。しかし、対象となる施設・事業によって県内部の所管が分かれています、全体の取りまとめができていないので、知事による勧告や公表といった特別措置法の仕組みが十分に機能していないと思われる。</p> <p>また、「地震・津波対策アクションプログラム」での本アクションは、危機管理部危機情報課が担当になっているが、危機情報課は各所管課から計画の届出状況の情報を収集しデータを集計しているにすぎない。</p> <p>アクション(をするための)プログラムとしてメニューに加えて、計画の策定率を100%にすることを目標に掲げるのであれば、危機情報課が履行義務を果たしていない事業者が多い所管課に対して改善策を求めることや、知事による勧告や公表の検討などの</p>	P23	措置完了	<p>計画未策定の事業所が多い所管課に対して、作成の働き掛け、作成指導を通知した。</p> <p>また、所管課の依頼を受け、事業所向けに計画作成に関する研修を実施し、今後も継続して作成の働き掛けを実施していく。</p>		危機情報課

	全体の取りまとめを積極的に行うべきである。					
C 緊急地震・津波対策等交付金						
意見	<p>① 「成果指標調」の公表について</p> <p>危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町AP進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、ウ.救護施設機材整備、エ.救命救助用資機材装備）について、市町別の実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。</p> <p>この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。</p> <p>命にかかわる事業への取り組みについては、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。</p>	P33	措置 対応中	アクションプログラムの達成を目的として、R元年度に創設された地震・津波対策等減災交付金の統一成果指標である津波避難施設の空白域の解消や被災者生活再建支援訓練の実施など、特に重要性が高いものについて、市町と調整した上で、ホームページ等で市町別一覧データを公表していく。	令和2年 8月	危機 政策課

E プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費					
意見	<p>③アクションの進め方と、目標指標や実績の見直しについて</p> <p>アクションNo. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）とアクションNo. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）では、実績の集計を厳密にやろうとすると、膨大な作業となってしまうため、実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる対象数として10年以上も前のデータを継続して使用している。</p> <p>アクションそのものの実行ではなく、実績の集計に膨大な手間をかけるのは全く無意味であるが、アクションの趣旨を考えれば、緊急輸送路等が新たに追加された場合には、その道沿いの建築物については、落下物や耐震化の対策が必要なものがないかどうかのチェックは行われるべきである。そして、新たに対策が必要と認識された対象物などを数値目標や実績率の計算にも反映させていく必要がある。</p>	P53	措置完了	<p>ブロック塀等の倒壊により、通行障害が生じることを防ぐため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令が改正（平成31年1月1日施行）され、防災上重要な道路沿いにある建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断の実施、結果の報告を義務付けることが可能となった。</p> <p>このことから、対象となるブロック塀の数を把握し、新たな目標指標等を設定するため、令和元年5月から8月にかけて防災上重要な道路沿いのブロック塀の調査を実施した。</p> <p>調査の結果、対象となるブロック塀が存在しないことが判明したことから、新たな指標設定は行わず、これまでの指標により対策を進める。</p> <p>なお、落下対象物については、耐震診断を義務付けた建築物の耐震化を進める中で、新たに対策が必要な対象物を把握し、安全対策を実施するとともに、数値</p>	建築安全推進課

				目標の妥当性を検証する。		
I 吊り天井落下防止対策事業費						
意見	<p>① 今後の進め方について</p> <p>本アクションは、知事部局、警察本部、教育委員会の3つの施設管理所管課の取り組みがひとまとめにされているが、担当課別の対応状況を見ても、全体として進捗が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」には、民間の事業者が所有する建築物の特定天井に対する改修対策もあるが、民間の事業者に対して改修を求める前に、県の取組や具体的な実施計画を示さなければ、説得力に欠けてしまう。</p> <p>最も進んでいる教育委員会については、すぐにできそうな撤去工事や応急的な落下防止措置を実施したことは評価できる。しかし、その後の追加対策については、学校施設の躯体の建替え・改修を優先して進めた後で、平成 34 年度にまとめて実施することを考えているとのことであるが、前提となる躯体の建替え・改修計画が明確になっていない。人命を守るための対策であり、施設管理所管課として中立公平に対策を進めるためには、対外的にも説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修</p>	P75	措置完了	<p>躯体の建替え・改修計画については、平成 29 年度に策定した「学校施設長寿命化整備指針」等を踏まえ、より具体的・実効的な内容を定めた詳細計画である「学校施設中長期整備計画」を策定した。</p>		財務課

	計画を明確にする必要がある と考える。					
--	------------------------	--	--	--	--	--